

民間の事業者も 公民館を ご利用できます！



「貸館利用説明会」のご案内

公民館を利用して、教室や習いごとなどをしたい方への説明会を開催します。（民間企業等を含む個人・団体対象）

	開催日	時間	場所	住所
第1回	令和2年1月23日（木）	19:00～	北条公民館	北条辻6
第2回	令和2年2月1日（土）	13:30～	堀江公民館	堀江町甲1400-1
第3回	令和2年2月3日（月）	19:00～	素鷲公民館	中村3丁目2-34
第4回	令和2年2月8日（土）	10:00～	石井公民館	居相1丁目8-26
第5回	令和2年2月14日（金）	19:00～	松山市役所 第四別館	三番町6丁目6-1

※全5回同じ内容で開催します。

申込み：参加される会の開催日前日17:00までに電話・FAX
・Eメールで地域学習振興課までご連絡ください。

申込先&問合せ：地域学習振興課

☎948-6602・FAX934-1745

✉：kouminkantantou@city.matsuyama.ehime.jp

【公民館を利用する際の主な注意点】

- 公民館は社会教育施設なので、公民館事業や公共的団体の利用が優先されます。（災害時など、公民館が避難所として開設された場合も利用できません。）
- 公民館の中では物品販売はできません。
- 各公民館が開催する調整会に出席すると、年間の仮予約ができます。

※利用料など、その他詳細については説明会でお話しします。